

新潟県雪国型ZEH(ゼッチ)等
導入促進補助金のご案内



新潟県では、国のZEH基準よりも高断熱で、気密性が確保された住宅を本県の基準として「雪国型ZEH」と定め、その普及促進のため導入費用の一部を補助します。

〈申請受付期間〉 令和8年4月24日(金) ～ 令和8年9月11日(金)

〈補助対象者〉 ・ 県内で雪国型ZEHの基準を満たす住宅を新築等する者
・ 県内で住宅に新たに太陽光発電設備等を設置する者

〈補助率及び補助上限額等〉

補助対象設備等		補助率	補助上限額	交付予定件数
住 宅	雪 国 型 ZEH	65万円 (定額)	65万円	100
太陽光発電設備等	太 陽 光 発 電 設 備	7 万円/kW (定額)	31.5万円	90
	蓄 電 池	3 分の 1	25万円	60
	車 載 型 蓄 電 池 (EV,PHV)	蓄電容量(kWh)×1/2×4万円	CEV補助金※交付額	2
	充 放 電 設 備	2 分の 1	45万円	2
地中熱設備		3 分の 2	150万円	1

※ CEV補助金:クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

〈補助対象設備等の組合せ〉

可能な組合せ	A	B	C	D	E	F	G	H	I
雪 国 型 ZEH	×	×	×	×	—	—	—	×	—
太 陽 光 発 電 設 備	×	×	—	—	×	×	—	×	×
蓄 電 池	×	—	—	—	×	—	—	—	—
車 載 型 蓄 電 池	—	—	—	—	—	—	—	×	×
充 放 電 設 備	—	—	—	—	—	—	—	×	×
地 中 熱 設 備	—	—	×	—	—	—	×	—	—

※申請件数が予定件数に達したため、9月11日(金)に全ての組合せで申請受付を終了

〈補助対象経費〉

区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

※ 消費税及び地方消費税相当額を除く

〈交付決定について〉

- 申請受付順に申請書の内容を審査し、交付条件を満たすものを順次交付決定します。
- 申請数が予定件数に達した場合は、申請受付期間中であっても受付を終了します。
- 交付決定を受ける前に補助対象設備等の工事に着手していた場合は、補助金を交付することができません。

〈その他留意事項等〉

- **太陽光発電設備については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しないものが対象**になります。
- 補助対象設備等のその他の要件は、公募要領を参照してください。
- 本補助金は、同一の補助対象設備等に他の**国の補助金や助成金**（国から委託等を受けた執行団体が実施する補助事業を含む）を併用することはできません。
- 本補助金は、**新発田市内における太陽光発電設備等の導入、南魚沼市内における雪国型ZEH・太陽光発電設備等の導入は対象外**となります。
- 市町村等の補助金制度との併用は、県又は国の補助金と併用不可である旨の定めがある場合を除いて併用可能ですが、詳細は補助金制度を実施する市町村等にお問合せください。
- 補助事業完了後、脱炭素化に資する設備等の普及促進を図るため、補助対象設備等の使用状況等（住宅の省エネ効果や太陽光発電設備の発電状況等）に関してデータ提供を依頼する場合がありますので、了承の上申請してください。
- 補助対象設備等の設置工事は、県内に主たる事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体が施工するものとします。
- 雪国型ZEHを設置する場合は、新潟県雪国型ZEHビルダー・プランナー登録制度に申請している雪国型ZEHプランナーが設計又は雪国型ZEHビルダーが施工するものとします。
- 補助対象設備等の設置工事は原則、令和9年2月28日（日）までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月1日（月）のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要になります。

〈交付申請書の提出〉

1. 提出書類 補助金交付申請書（第1号様式）
2. 受付期間 令和8年4月24日（金）～ 令和8年9月11日（金）
3. 提出方法 電子メール又は郵送（書留郵便に限る）で申請受付窓口へ提出してください。
4. その他



- （1）申請書類は左の県HPからダウンロードしてご記入ください。
- （2）申請者は購入者または建築主です。
- （3）書類はすべてご記入ください。不備がある場合は受付できません。
- （4）申請受付後、審査を経て、交付の決定または交付を行わない旨をメールまたは郵送により通知します。
- （5）交付の決定を通知した後、期限までに、実績報告書をご提出いただけない場合は、補助金は交付されません。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/0583945.html>

お問合せ先・申請受付窓口

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

TEL : 025-280-5472

E-mail : yukigunigata-zeh@pref.niigata.lg.jp

電話受付時間：月～金曜日（祝祭日・12月29日から1月3日を除く）9時30分～12時、13時～16時



新潟県